

文京区歩行喫煙等の禁止に関する対応について

国の健康増進法の一部改正や東京都受動喫煙防止条例の制定等、社会情勢の変化を受け、「文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例」を改正する。

1 改正条例について

(1) 名称

「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」

(2) 目的

区、区民等、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が相互に協力して、喫煙マナーの向上及び地域の環境美化の促進のための取組を推進することにより、公共の場所における喫煙及びポイ捨てをなくし、安全で清潔な地域環境を確保することを目的とする。

(3) 用語の定義

- ア 公共の場所…国又は地方公共団体が所有し、占有し、又は管理する区内の道路、公園等（屋外に限る）
- イ 喫煙による迷惑行為…喫煙をすることによりその煙を他人に吸わせる行為
- ウ ポイ捨て…灰皿以外の場所にたばこの吸い殻を捨て、又は置き去ること

(4) 加熱式たばこの取扱い

加熱式たばこについても、規制対象とする。

(5) 公共の場所での制限

- ア 区内全域において、指定喫煙場所を除き喫煙を禁止する。
- イ 区内全域において、ポイ捨てを禁止する。

(6) 公共の場所以外での配慮義務等

- ア 喫煙する場合は、喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮するとともに、ポイ捨てを行うことのないように努めなければならない。
- イ 事業者は、喫煙による迷惑行為及びポイ捨ての防止のために、灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保等に努めなければならない。

2 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-------------|
| 令和元年12月～令和2年1月 | パブリックコメント実施 |
| 令和2年2月 | 条例改正案提案 |
| 令和2年7月 | 施行 |